

総合支援資金（生活資金）【特例貸付】必要書類チェックリスト

※安城市役所で住民票取得の際、取得理由として新型コロナウイルス特例資金申請のためと記入することで取得手数料が免除されます。

書 類	備 考	確認
総合支援資金（生活資金）【特例貸付】借入申込書	・ 太枠内を全て記入、押印 ・ 裏面の生活福祉資金（総合支援資金）借入れ申込みにあたっての同意事項及び留意事項を確認し署名、押印	☐ ☐
特例貸付生活福祉資金（総合支援資金）借用書	・ 必要事項を記入、押印 ・ 裏面の「借受中、厳守する事項等について」を確認し署名、押印	☐ ☐
収入の減少状況に関する申立書	・ 必要事項を記入。減少の理由が具体的に書けていること。	☐
本人確認書類のコピー	運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、在留カード（特別永住者証明書）、パスポート、健康保険証等 ※外国籍の方は在留カード（特別永住者証明書）必須	☐ (□)
新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	（減収の場合） 収入減前と後の給与明細、または給与の振り込まれている口座明細、就業先の休業等が確認できるもの （失業の場合） 離職票、退職時の源泉徴収票等 上記の書類は「収入の減収状況に関する申立書」を記入する際の資料となります。用意ができない場合は経緯書に詳細が分かるように記入してください。	☐
住民票	発行3か月以内の続柄が記載されている世帯員全員（同一住所全員分）の住民票。外国籍の方は、在留資格・期間が記載されていること。 ※マイナンバーは記載しないでください。	☐
通帳またはキャッシュカードのコピー	貸付金の振込みを希望する金融機関の口座の通帳またはキャッシュカードのコピー。※必ず本人名義であること。	☐
経緯書	・ 太枠内を全て記入 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類がない場合のみ裏面「5新型コロナウイルスの影響で減収した経緯」を記入	☐ (□)

◆緊急小口資金（特例貸付）の貸付について社協で面談を受けて申請している場合、送金を確認できる記帳された預金通帳のコピーの提出をもって、本人確認書類、住民票の提出を省くことができます。

◆印鑑押印の際はシャチハタ不可。朱肉を付けて押印するものをご用意ください。実印の必要はありません。

◆修正する場合には二重線を引き、訂正印を押印してください。修正液、修正テープの利用は認められません。

◆愛知県社会福祉協議会の審査により貸付金額の減額又は貸付を行われないことがあります。

◆虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

<貸付できない世帯>

◆生活保護受給中の世帯 ◆この特例による貸付をすでに愛知県及び他都道府県で借りている世帯

◆借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合 ◆破産申立手続き中の方

◆愛知県社会福祉協議会が貸付不適当と判断する世帯

書類を全てをご用意いただけましたら面談を行います。面談は予約制です。

面談予約・問合せ先

安城市社会福祉協議会 生活相談係 ☎0566-77-0284

受付：火～土曜日午前9時00分～午後5時00分（日曜、月曜、祝日休館）